

雇用関係助成金をご利用の事業主様へ 賃上げ加算始まりました！

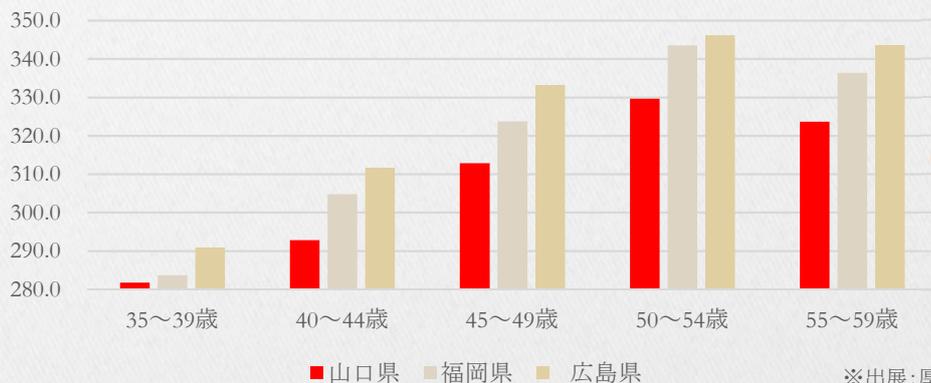
(令和5年4月1日から)

地域ごとの平均的な賃金（単位：千円）

	山口県	福岡県	広島県
35～39歳	281.7	283.6	290.9
40～44歳	292.8	304.8	311.7
45～49歳	312.8	323.7	333.2
50～54歳	329.6	343.5	346.2
55～59歳	323.6	336.4	343.6

働き盛り世代は1万円
以上の差が！！

県別・年齢別・平均賃金



※出展：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



賃金引き上げ特設ページ開設中！厚生労働省HPを参照ください。

山口労働局で取扱いのある雇用関係助成金に賃金引き上げの
取り組みを講じることで加算措置を受けることができます。
詳しくは **裏面** を参照ください。

問い合わせ先： 厚生労働省山口労働局職業対策課
☎083-995-0383

【特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）】

▽成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。

▽就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ人材育成計画を策定し、人材育成（人材開発支援助成金を活用した訓練（50時間以上など）に限る）を行ったうえで、**賃金引上げ※を行う事業主に対して助成。**

※採用時の毎月決まって支払われる賃金を**5%以上**上昇させた場合、助成対象となります。

特定求職者雇用開発助成金各コース

- I 特定就職困難者コース
- II 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- III 就職氷河期世代安定雇用実現コース
- IV 生活保護受給者等雇用開発コース

→それぞれ助成額が**1.5倍**になります。

【労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）】

▽令和4年12月2日以降に提出された再就職援助計画の対象者を早期に雇い入れた事業主に対して助成。

(1) 通常助成	(2) 優遇助成
30万円	40万円

(1) (2) ともに、雇入れ前の賃金から雇入れ後6ヶ月間の各月の賃金を**5%以上**上昇させた場合は、左記に**20万円**上乗せ。

※事業規模の縮小に伴い、離職を余儀なくされた労働者のうち、再就職援助計画の対象となった方を期間の定めのない労働者として**早期に雇い入れた事業主**が対象です。

【中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）】

▽中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用の拡大を図る事業主に対して助成。

※常時雇用する労働者が300人を超える事業主は、法定の中途採用率を公表していることも要件となります。

(A) 中途採用率の拡大 助成額： 50万円	中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた事業主に対する助成。
(B) 45歳以上の中途採用率の拡大 助成額： 100万円	以下のすべてを満たす事業主に対する助成。 ・中途採用率を20ポイント(中途採用率拡大目標値)以上上昇させた。 ・うち45歳以上の労働者で10ポイント(45歳以上の中途採用率拡大目標値)以上上昇させた。 ・当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて 5%以上 上昇させた。



上記助成金以外にも
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）
人材開発支援助成金（人への投資促進コース：定額制訓練）等
があります。詳細については二次元バーコードからご覧になれます。